

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…一

告示

○公共測量の実施（五件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…四

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…四

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…五

○建築基準法による道路位置の指定（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…五

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…五

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…六

○保安林の指定解除予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…七

○教習指導員審査の実施……………七

○平成六年警視庁告示第百十五号（交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する告示）の一部改正……………八

○火災予防施行規程の一部改正……………九

公告

○建設業者に関する公告……………（都市整備局市街地建築部建設業課）…二〇

○東京都労政会館の休館……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…二二

雑報

○全国自治宝くじの発売……………（全国自治宝くじ事務協議会）…三三

規則

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年一月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第一号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項を次のように改める。

2 自衛消防技術試験を受けようとする者は、別記第十五号様式の受験願書及び写真（受験願書提出前六月以内に撮影した正面からの無帽無背景の上三分身像の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を消防総監に提出しなければならない。この場合において、

火災予防施行規程（昭和三十七年七月東京消防庁告示第十七号）第十一条第二項及び

第三項に規定する試験科目の一部を免除される者は、当該資格を証する書面を添えなければならない。

第十九条の二第一項中「別記第十六号様式の申請書に」を「写真（申請書提出前六月以内に撮影した正面からの無帽無背景の上三分身像の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。第四項において同じ。）を貼り付けた別記第十六号様式の申請書に、」に改め、同条第二項中「次に掲げるもの」を「氏名及び生年月日」に改め、同条第四項中「（申請書提出前六月以内に撮影した正面からの無帽無背景の上三分身像の縦三・〇

センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの()を削る。
 別記第十五号様式から第十六号様式の二までを次のように改める。

第15号様式(第19条関係)

自衛消防技術試験受験願書

年 月 日

東京消防庁
消防総監殿

カ ナ 氏 名	姓	名	
氏 名			

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

現 住 所 _____ 〒 _____ 電話 () _____

勤 務 先 名 称 _____ 職名コード _____
 所 在 _____ 電話 () _____

科 目 免 除 資 格 _____ 筆記試験合格 (年 月 日) ・ 消防吏員 (実務2年以上) ※照合欄

免 除 試 験 科 目 _____ 1 消防関係法令 2 筆記試験全部 3 実技試験

※ 試 験 指 定 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 受 付 欄 _____ ※ 手 数 料 欄 _____

備考 1 勤務先欄には、現在自衛消防業務に従事している建物の名称及びその所在地等を記入すること。
 2 免除試験科目欄は、該当する科目の番号を○で囲むこと。
 3 ※欄には、記入しないこと。

※	データ入力年月日	年	月	日
※	データ入力者名			

(日本工業規格A列4番)

第16号様式(第19条の2関係)

自衛消防技術認定証交付申請書

受験番号			
------	--	--	--

年 月 日

東京消防庁
消防総監殿

カナ氏名			
氏名			
生年月日	年	月	日生
現住所	〒	写真貼付欄 <small>全面のり付け 縦30mm 横45mm以内 撮影した正面から 三分の二の範囲を写し 裏面に撮影年月 と住所を記載</small>	
	自宅又は携帯 電話勤務先	() ()	
※受付欄	※経過欄	※手数料欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※欄には、記入しないこと。

第16号様式の2(第19条の2関係)

自衛消防技術認定証 書換え 再交付申請書

年 月 日

東京消防庁
消防総監殿

申請者
氏名

現住所					電話	()
カナ氏名						
氏名						
生年月日	年	月	日生			
交付番号	交付年月日	年	月	日		
再交付理由	1 亡失	2 滅失	3 汚損	4 破損		
書換え事項	氏名	新	旧	生年月日		
	旧	新	旧			
※受付欄	※経過欄	※手数料欄				

(日本工業規格A列4番)

備考 1 再交付理由の欄は、該当する理由の番号を○で囲むこと。

2 ※欄には、記入しないこと。

※データ入力年月日	年	月	日
※データ入力者名			

別記第十七号様式中
 「氏名」を「氏名」に改め
 「生年月日」を「生年月日」
 「本籍」を「本籍」に改め
 る。

附則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の火災予防条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第十五号様式から第十六号様式の二までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現に交付されている旧規則別記第十七号様式による自衛消防技術認定証は、この規則による改正後の火災予防条例施行規則別記第十七号様式による自衛消防技術認定証とみなす。

告 示

●東京都告示第一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、小金井市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 小金井市
- 二 測量の種類 公共測量（数値撮影（デジタル））
- 三 測量の区域 小金井市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月三十日から平成三十

年一月十七日まで

●東京都告示第二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量（数値撮影（デジタル））
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月十七日まで

●東京都告示第三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の区域 立川市錦町五丁目及び錦町六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 あきる野市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月二十七日から平成三十年三月二十二日まで

●東京都告示第五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都土木技術支援・人材育成センター所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（水準測量）
- 三 測量の区域 三宅島三宅村地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年二月二十八日まで

●東京都告示第六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八
 条第一項の規定に基づき勝どき東地区市街地再開発組合の
 事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用
 する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示す
 る。

平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

勝どき東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年十一月二十日から平成四十一年十月三十
 一日まで

三 施行地区

中央区勝どき二丁目及び勝どき四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区勝どき四丁目五番十七号

平成二十七年十一月二十日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年一月五日

●東京都告示第七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条
 の第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
 定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
 る。

平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

板橋区栄町三十五番二、同番七及び 平成二十九年十
 二月十四日
 同番九から同番十八まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
 第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
 という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと
 おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
 いて縦覧に供する。

平成三十年一月五日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道
 路の種類

指定年月日

指定に係る道
 路の延長及び
 幅員(単位メ
 ートル)

法第四十二条 第一項第五号 の規定による 道路	平成二十九 年十二月十 五日	青梅市畑中二 丁目二百二十 四番十三	延長 三四・九八 幅員 四・〇〇
----------------------------------	----------------------	--------------------------	---------------------------

●東京都告示第九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
 という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと
 おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成三十年一月五日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道
 路の種類

指定年月日

指定に係る道
 路の延長及び
 幅員(単位メ
 ートル)

法第四十二条 第一項第五号 の規定による 道路	平成二十九 年十二月十 二日	小金井市緑町 四丁目三千九 番十二の一部	延長 二〇・〇〇 幅員 四・〇〇
----------------------------------	----------------------	----------------------------	---------------------------

●東京都告示第十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

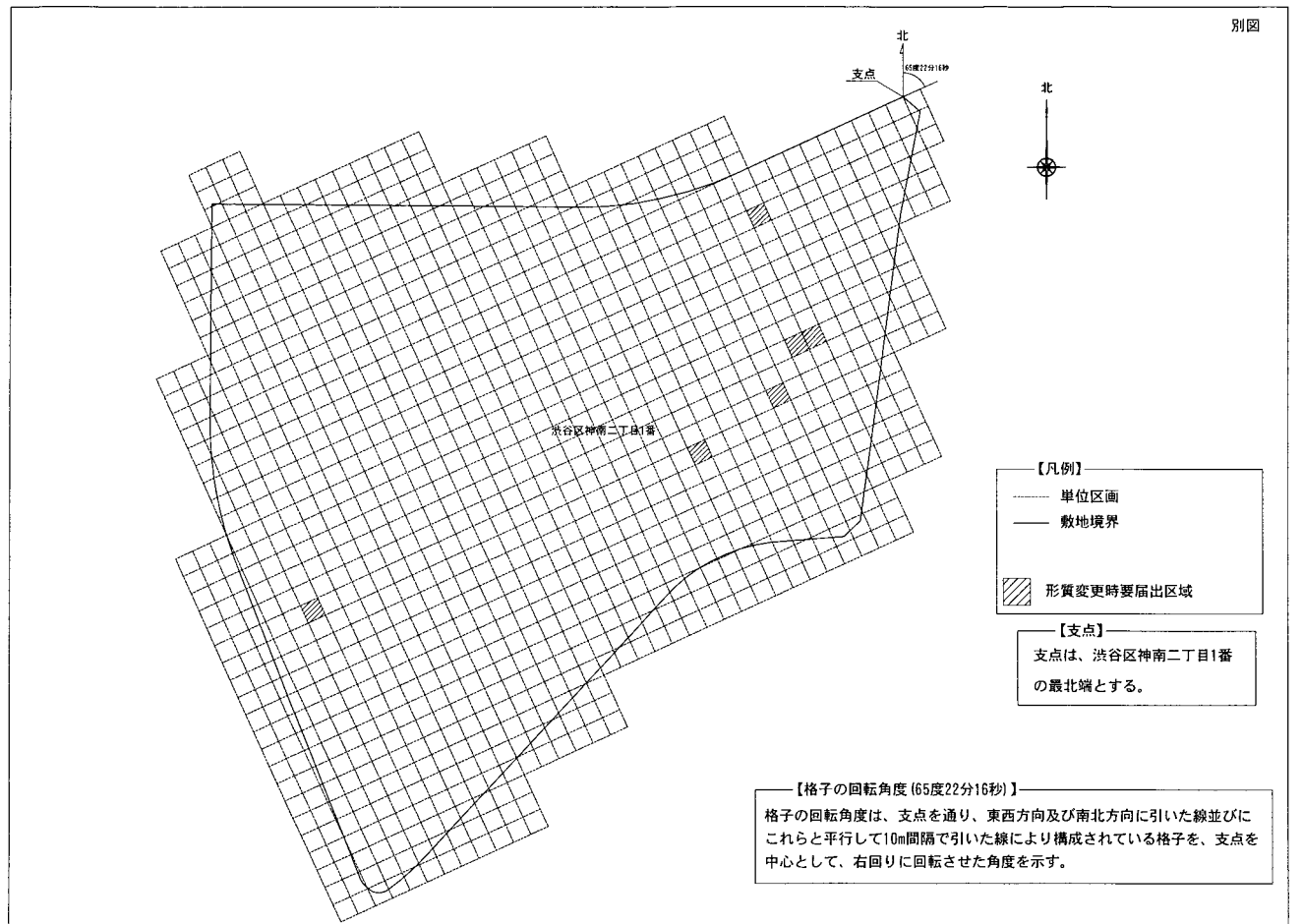
平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区神南二
 丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
 ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第十一号

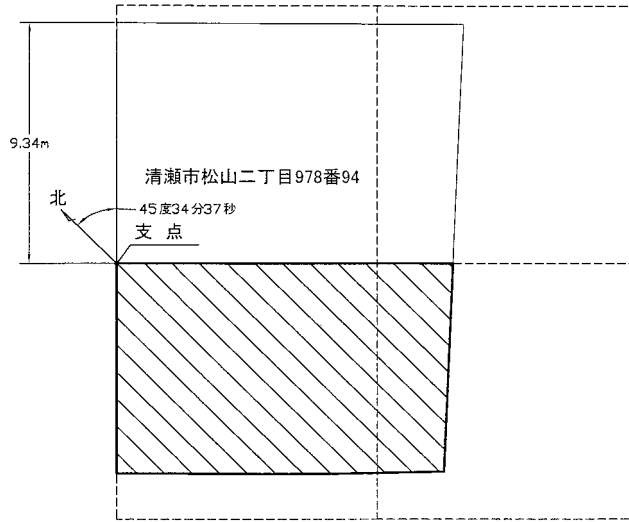
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百九十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(清瀬市松山二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 調査範囲
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【支 点】
支点は、清瀬市松山二丁目978番94の最北端から南方向に引いた格子線上9.34mの地点とする。

【格子の回転角度】(45度34分37秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所
三宅島三宅村伊ヶ谷一〇一五番一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第6号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月5日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

<p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引免許^{けんいん}教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p>	<p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成30年2月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成30年1月18日（木曜日）及び同月19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成30年1月9日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p>	<p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,600円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 042 (362) 3591 内線5262</p>
--	---	--

印 係（鑑）

●警視庁告示第1号

交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する平成6年7月1日警視庁告示第115号の一部を次のように改正する。

平成30年1月5日

警視總監 吉田尚正

2の表警視庁小松川警察署の項中

「小松川四丁目交番 江戸川区小松川四丁目52番地5番」を

「小松川四丁目交番 江戸川区小松川三丁目79番地13番」に

改め、同表警視庁調布警察署の項中

「下石原交番 調布市小島町一丁目1番地1」を

「電気通信大学前交番 調布市富士見町二丁目11番地3」に

改め、同表警視庁八丈島警察署の項中

「大賀郷駐在所 八丈町大賀郷2,431番地3」を

「大賀郷駐在所 八丈町大賀郷2,478番地」に

改める。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第1号

火災予防施行規程 (昭和37年7月東京消防庁告示第17号) の一部を次のように改正する。

平成30年1月5日

東京消防庁

消防總監 村上 研一

第9条第5項中「受講申請は、」の次に「写真 (申請書提出前6月以内に撮影した正面からの無帽無背景の上三分身像の縦30センチメートル、横24センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを貼り付けた) を加える。
別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号 (第2条関係)

防災センター要員講習受講申請書

年 月 日

東京消防庁 消防総監 殿

(指 定 機 関)

申請者 氏名

住所	〒		連絡電話	()
----	---	--	------	-----

カナ氏名	姓	名
------	---	---

生年月日	年 月 日
------	-------

既得修了証	有... 1 無... 2	既得修了証番号	
-------	------------------	---------	--

所属会社の名称	所在地	電話 ()
---------	-----	--------

勤務先建物	名称	用途	就業年月	年 月	前回受講年月	年 月
-------	----	----	------	-----	--------	-----

講習区分	技術講習 (新規講習)	実務講習 (再講習)	
講習希望日	第 1 年 月 日 希望	第 2 年 月 日 希望	第 3 年 月 日 希望

写真貼付欄	受 付 欄	備 考 欄
-------	-------	-------

備考 1 縦掛けの欄のみ記入すること。
2 勤務先建物の欄には、現在自衛消防業務に従事している建物の名称及びその所在地等を記入すること。

(日本工業規格 A 列 4番)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の火災予防施行規程別記様式第8号の用紙で、現に存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公 告

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成三十年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分をした年月日

平成二十九年十二月二十五日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社トリム工業

神奈川県横浜市緑区十日市場町八百二十三番地一

佐山 隆志

許可なし

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施行、施行の瑕疵に基づ

く修繕工事の施行等を除く。)

(二) 期間

平成三十年一月九日から同月十一日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社トリム工業は、東京都港区区内の新築住宅の躯体工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第一条の二に定める金額以上となる建設工事を請け負った。このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当する。

東京都労政会館の休館について

東京都労政会館設置及び管理に関する条例(昭和二十八年東京都条例第五十四号)第五条第二項の規定により、東京都労政会館を次のとおり休館する。

平成三十年一月五日

東京都知事 小池百合子

名 称 期 日 理由

東京都南部労政会館

平成三十年四月一日、同月十五日、平成三十年五月六日、同月二十日、平成三十年六月三日、同月十七日、平成三十年七月一日、同月十五日、平成三十年八月五日、同月十九日、平成三十年九月二日、同月十六日、平成三十年十月七日、同月二十一日、平成三十年十一月四日、同月十八日、

会館施設点検等のため

東京都国分寺労政会館

平成三十年十二月二日、同月十六日、平成三十一年一月六日、同月二十日、平成三十一年二月三日、同月十七日、平成三十一年三月三日及び同月十七日

同右

東京都八王子労政会館

平成三十年四月二日、同月十五日、平成三十年五月七日、同月二十日、平成三十年六月四日、同月十七日、同月二十二日、平成三十年七月二日、同月十五日、平成三十年八月六日、同月十九日、平成三十年九月三日、同月十六日、平成三十年十月一

同右

雑

報

日、同月二十一日、平成三十年十一月五日、同月十八日、平成三十年十二月三日、同月十六日、平成三十一年一月七日、同月二十日、平成三十一年二月四日、同月十七日、平成三十一年三月四日及び同月十七日

全国自治宝くじ事務協議会告示第百八十七号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成三十年一月五日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 別表のとおり
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の口数及び総額 別表のとおり
- 四 証券金額 単価一口三百円
- 五 発売型式 数字選択式
- 六 発売期間 別表のとおり
- 七 抽せん期日 別表のとおり
- 八 当せん等級、当せん金の金額及び当せんの数
 - (一) 当せん等級
 - ア 一等 申込み数字が抽せん本数字七個と全て一致するもの
 - イ 二等 申込み数字が抽せん本数字六個と一致し、更に抽せんボーナス数字二個のうち一個と一致するもの
 - ウ 三等 申込み数字が抽せん本数字六個と一致するもの
 - エ 四等 申込み数字が抽せん本数字五個と一致するもの
 - オ 五等 申込み数字が抽せん本数字四個と一致するもの
 - カ 六等 申込み数字が抽せん本数字三個と一致し、更に抽せんボーナス数字一個又は二個と一致するもの
 - (二) 当せん金の金額

発売総額の四十五パーセント相当額を当せん金の総額とし、一等から六等までにあらかじめ決められた一定の配分率に応じて各等級に配分し、それを各等級ごとの当せん口数で均等に配分した金額。ただし、一当せん金の最高額は六億円(加算金のあるときは十億円)を上限とする。また、当せん金額は百円単位とし、これに満たない端数は切り捨てるものとする。

なお、いずれかの等級に当せんがない場合はその等級の配分額を、一当せん金が高額を超える場合は当該超える部分の金額を、次回号の当せん金の一等配分額に加算金として算入するものとする。
 - (三) 当せんの数

当せん証券の発売口数に同じ。

備考

- 一 当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
- 九 注意事項
 - (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (二) 証券は、転売できない。

別表 (口7)

名称	発売総額及び口数	発売期間
第251回 数字選択式全国自治宝くじ口7	第251回～第263回の各回ごとに	平成30年1月6日から平成30年2月9日まで
第252回 数字選択式全国自治宝くじ口7	2,154,000,000円 7,180,000口	平成30年2月9日から平成30年2月16日まで
第253回 数字選択式全国自治宝くじ口7	(ただし、発売状況により増減する場合があります。)	平成30年1月20日から平成30年2月23日まで
第254回 数字選択式全国自治宝くじ口7		平成30年1月27日から平成30年3月2日まで
第255回 数字選択式全国自治宝くじ口7		平成30年3月2日から平成30年2月3日まで
第256回 数字選択式全国自治宝くじ口7		平成30年2月10日から平成30年3月16日まで
第257回 数字選択式全国自治宝くじ口7		平成30年2月17日から平成30年3月23日まで
第258回 数字選択式全国自治宝くじ口7		平成30年2月24日から平成30年3月30日まで
第259回 数字選択式全国自治宝くじ口7		平成30年3月3日から平成30年4月6日まで
第260回 数字選択式全国自治宝くじ口7		平成30年3月10日から平成30年4月13日まで
第261回 数字選択式全国自治宝くじ口7		平成30年3月17日から平成30年4月20日まで
第262回 数字選択式全国自治宝くじ口7		平成30年3月24日から平成30年4月27日まで
第263回 数字選択式全国自治宝くじ口7		平成30年3月31日から平成30年5月4日まで

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

